

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第5号。以下「条例」という。）及び名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則（令和4年名古屋市規則第46号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域貢献活動例)

第2条 市長は、条例第7条の規定による商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、地域貢献活動例を示すものとする。

(新設等の届出に係る市長の意見)

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定による届出があったときは、必要に応じ、当該届出をした者（以下「新設者等」という。）に対し、当該届出の内容又は地域貢献活動の実施に係る意見を書面により述べるものとする。

(公共的団体への情報の提供)

第4条 新設者等は、条例第9条第1項の規定による届出に当たり、公共的団体への情報の提供を行うよう努めなければならない。

(新設等の届出の添付書類)

第5条 規則第3条第2項のその他市長が必要と認める書類は、広域位置図及び来退店経路図とする。

(説明会の開催方法)

第6条 条例第10条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項に留意して開催するものとする。

- (1) 平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の午後6時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催すること。
- (2) 新設者等が運営すること。
- (3) 新設者等が出席し、説明を行うこと。

(4) 新設者等は、参加者の質問に対して誠意をもって回答すること。

(5) 大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、複数回開催するよう努めること。

(説明会の周知方法)

第7条 規則第5条第2号の規定による説明会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも1キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したちらしの折込みの方法により行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第8条 新設者等は、その責めに帰することができない次に掲げるいずれかの事由により条例第10条第1項の規定による説明会を開催することができない場合には、市と協議の上、当該説明会を開催しないこととすることができる。この場合において、新設者等は、届出等の要旨を記載した文書を配布すること等により、届出等の内容を地域の住民に周知させるものとする。

(1) 天災、交通の途絶、感染症のまん延その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 説明会を開催する者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。

2 新設者等は、前項後段の規定により届出等の内容を地域の住民に周知させたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 条例第10条第2項及び規則第6条の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、条例第10条第2項中「前項の規定により説明会を開催した者」とあるのは「周知させた者」と、規則第6条中「説明会を開催した日」とあるのは「周知させた日」と読み替える。

(説明会の開催状況等の報告の添付書類)

第9条 条例第10条第2項の規定による報告をするときは、説明会の開催を周知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付するものとする。

- 2 前条第2項の規定による報告をするときは、届出等の内容を地域の住民に周知したことを証するもの及び周知した資料を添付するものとする。

(地域貢献計画の作成に当たって留意する事項)

第10条 条例第11条第1項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 第3条の規定による市長の意見が述べられたときは、これを勘案すること。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者との協力体制の確立を行うこと。
 - (3) 地域貢献計画には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あらかじめ、その対応を記載すること。
- 2 条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の見直しを行うに当たっては、条例第14条の規定により通知された意見を勘案して、新たな地域貢献計画を作成するよう努めなければならない。

(地域貢献対照表の作成等)

第11条 条例第11条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 条例第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、市長に提出するよう努めなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(地域貢献計画の作成に係る協議)

第12条 条例第11条第2項の規定による協議は、地域貢献活動に係る公共的団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

- 2 条例第11条第2項の規定による公共的団体は、大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域において活動又は事業を行う公共的団体とする。ただし、当該大規模小売店舗の規模又は立地場所等から判断し、当該大規模小売

店舗の所在地の属する小学校通学区域外の地域に及ぼす影響が大きいと認められるときは、この項本文に規定する公共的団体のほかに、当該大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域に隣接する小学校通学区域等において活動又は事業を行う公共的団体を加えるよう努めなければならない。

（懇談会についての準用）

第13条 第6条から第9条までの規定は、条例第12条の規定による懇談会について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取）

第14条 条例第14条の規定による意見の聴取は、条例第11条第1項若しくは同条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の計画期間の中間年度に相当する年度に係る条例第13条第1項の規定による報告の内容について、当該報告を受けた日の属する年度に、地域貢献活動確認シート（別記様式第2）により行うものとする。

（既存の大規模小売店舗に係る手続）

第15条 条例附則第1項ただし書に規定する一部施行日において現に存する大規模小売店舗を設置する者（条例附則第2項の規定により、条例第9条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。）は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項若しくは同条第2項、同法第11条第3項又は同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をするときは、その都度、地域貢献活動実施状況報告書（別記様式第3）により、地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、同一年度に2回以上の報告は不要とする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

4 前項の規定による意見の聴取は、当該報告を受けた日の属する年度の翌年度に、地域貢献活動確認シート（別記様式第2）により行うものとする。ただし、当該報告を受けた日の属する年度前3年度以内に、前項及びこの項本

文の規定による意見の聴取を実施したものについては、この限りでない。

- 5 第3項の規定による通知を受けた者は、前項の規定による地域貢献活動確認シート（別記様式第2）の確認票の備考欄に意見等の記載があった場合には、地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）（別記様式第2-2）により、当該意見等に対する対応等を市長に報告するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを当該意見等を記入した公共的団体に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、商業者等による地域貢献活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月17日経済局長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（平成20年1月29日策定）は、廃止する。
- 3 条例附則第2項の従前の手続に関する定めとは、大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（平成20年1月29日策定）をいう。

附 則（令和6年6月28日経済局長決裁）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。